

平成22年度第2回豊山町都市計画審議会

参考資料

第5回市街化区域及び市街化調整区域の見直し

愛知県決定（平成22年12月24日告示）

愛知県告示第748号	名古屋都市計画区域区分	P1～7
愛知県告示第754号	名古屋都市計画用途地域	P8～16

豊山町決定（平成22年12月24日告示）

豊山町告示第62号	名古屋都市計画特別用途地区	P17～22
豊山町告示第63号	名古屋都市計画下水道豊山町公共下水道	P23～27
豊山町告示第64号	名古屋都市計画名古屋空港周辺林先地区計画	P28～33

(尾張建設事務所経由)

22都計第61号

平成22年12月24日

豊山町長 殿

愛知県

代表者 愛知県知事 神田 真 秋



名古屋都市計画区域区分の変更の関係図書について (送付)

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、関係図書の写しを送付します。

担当 建設部都市計画課業務・行政グループ

電話 052-954-6515 (ダイヤルイン)



愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

告 示

愛知県告示第748号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。
なお、関係図書は、愛知県建設部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

愛知県知事 神 田 真 秋

名古屋都市計画区域区分

名古屋都市計画区域区分の変更（愛知県決定）

名古屋都市計画区域区分、弥富都市計画区域区分、津島海部西部都市計画区域区分及び瀬戸都市計画区域区分を名古屋都市計画区域区分に改め、次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」

- 2 人口フレーム

(単位：千人)

区 分	年 次	平成17年	平成32年
	都市計画区域内人口		3,142
市街化区域内人口		2,912	—
配分する人口		—	—
保留する人口		—	—
(特定保留)		—	—
(一般保留)		—	—

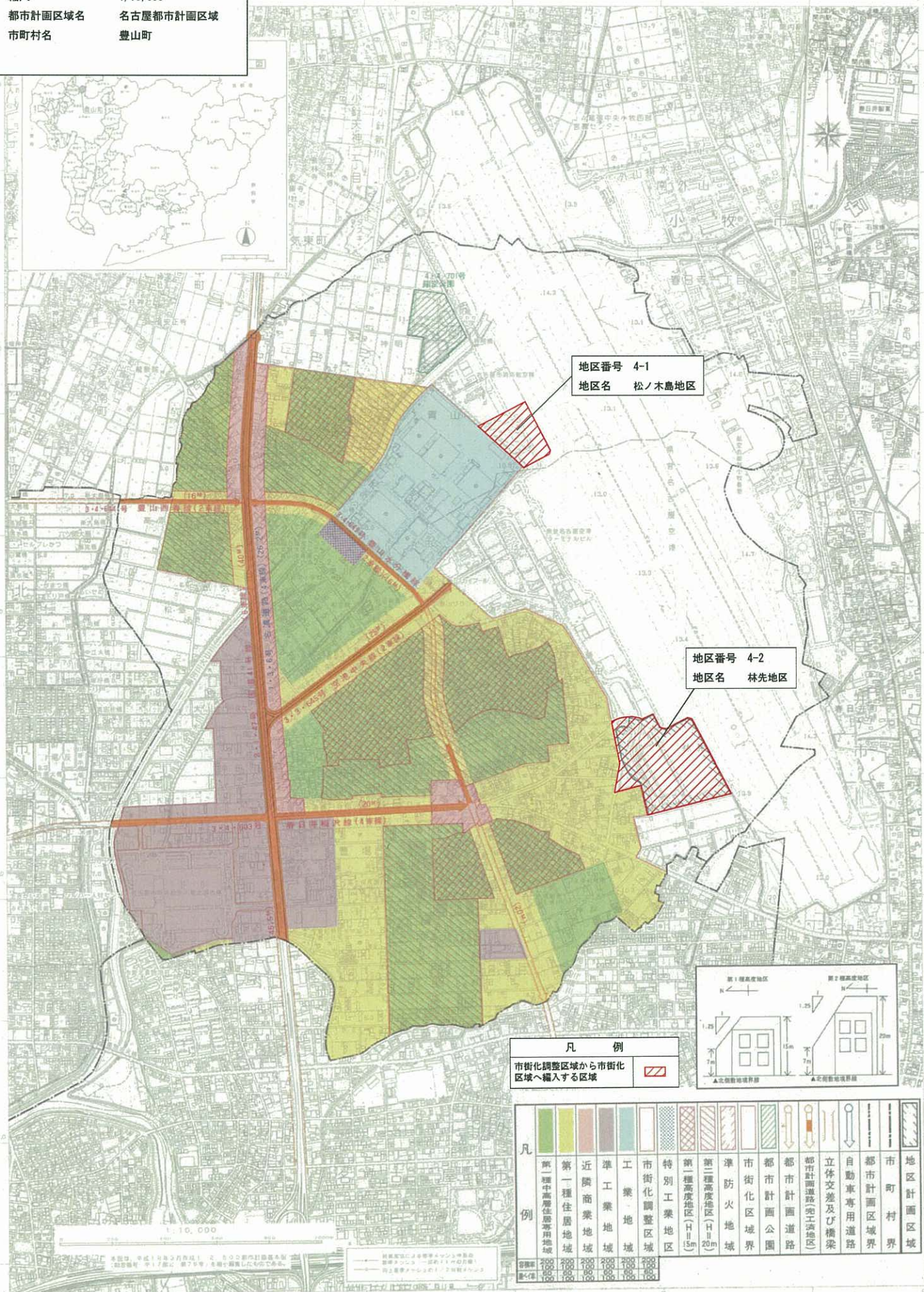
(注) 人口フレームは広域都市計画圏で設定しており、一般保留している人口フレームの解除については、随時各都市計画区域に割り付けることとしている。

理 由

- ・ 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。
- ・ 豊明市榎山地区は、市街地整備が確実である区域を市街化区域に編入するものである。
- ・ 愛西市勝幡地区は、道路整備に伴い、局部的に変更するものである。
- ・ 愛西市南河田地区は、道路整備に伴い、局部的に変更するものである。
- ・ 愛西市佐屋地区は、道路整備に伴い、局部的に変更するものである。
- ・ 東郷町白土地地区は、道路整備に伴い、局部的に変更するものである。
- ・ 東郷町藤坂地区は、道路整備に伴い、局部的に変更するものである。
- ・ 豊山町松ノ木島地区は、隣接市街地との一体利用を図る区域を市街化区域に編入するものである。
- ・ 豊山町林先地区は、市街化区域に接続し、都市的土地利用が図られる区域を市街化区域に編入するものである。
- ・ あま市篠田西部地区は、道路整備及び水路改修に伴い、局部的に変更するものである。
- ・ 飛島村飛島埠頭地区は、公有水面埋立区域を市街化区域に編入するものである。

総括図

縮尺 1/10,000
 都市計画区域名 名古屋都市計画区域
 市町村名 豊山町



地区番号 4-1
 地区名 松ノ木島地区

地区番号 4-2
 地区名 林先地区



凡例
 市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域

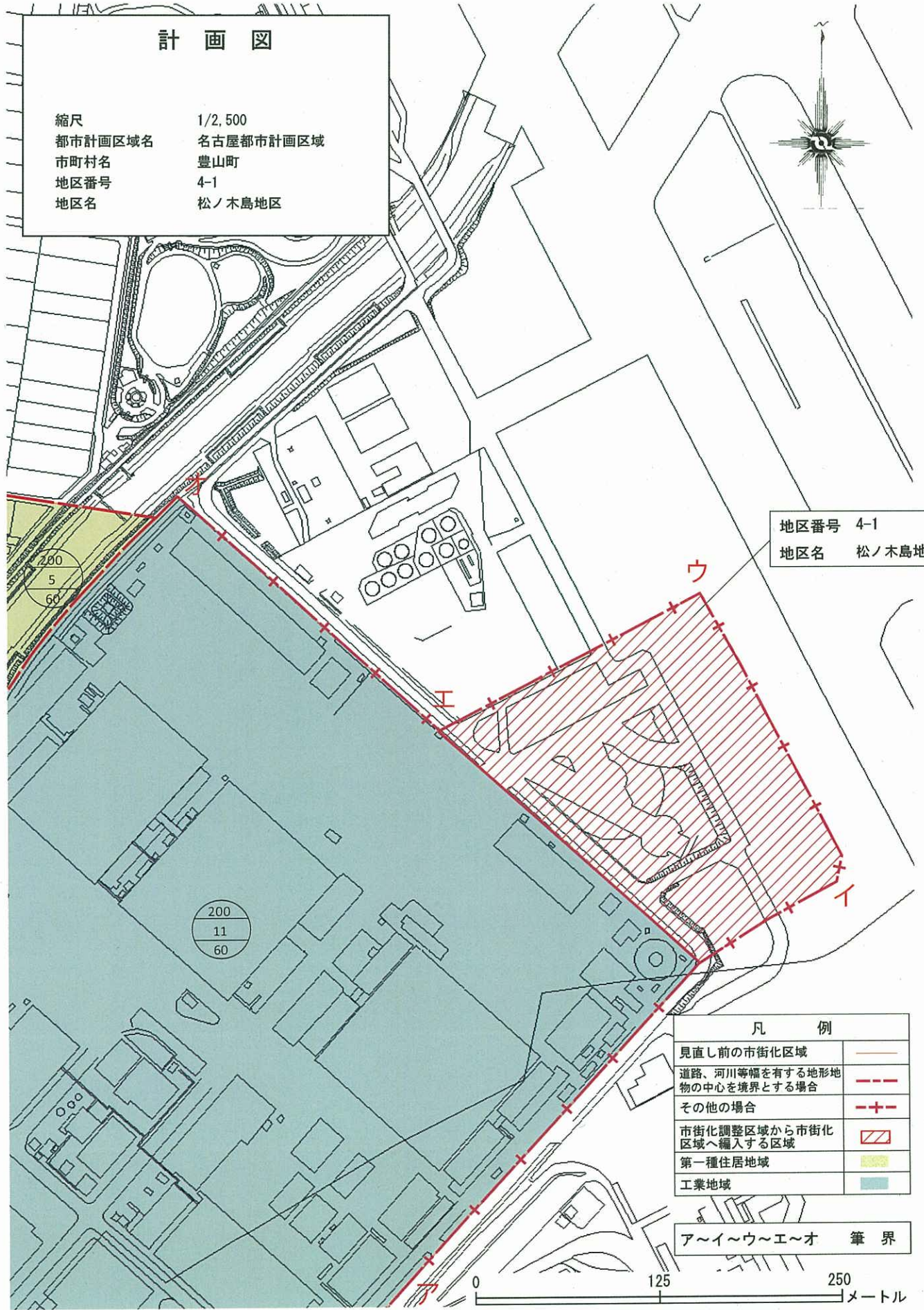
凡例	第一種高度地区 (H15m)	第二種高度地区 (H10m)	準防火地域	市街化区域界	都市計画公園	都市計画道路	都市計画道路(完工済地区)	立体交差及び橋梁	自動車専用道路	都市計画区域界	市町村界	地区計画区域						
第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	市街化調整区域	特別工業地区	第一種高度地区 (H15m)	第二種高度地区 (H10m)	準防火地域	市街化区域界	都市計画公園	都市計画道路	都市計画道路(完工済地区)	立体交差及び橋梁	自動車専用道路	都市計画区域界	市町村界	地区計画区域

※この図面は、都市計画の概ねの位置・区域を表示したものであり、

計 画 図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 名古屋都市計画区域
 市町村名 豊山町
 地区番号 4-1
 地区名 松ノ木島地区

地区番号 4-1
 地区名 松ノ木島地区

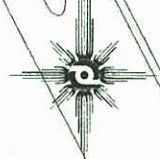


凡 例	
見直し前の市街化区域	——
道路、河川等幅を有する地形地物の中心を境界とする場合	- - - -
その他の場合	- + - -
市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域	▨
第一種住居地域	■
工業地域	■

ア～イ～ウ～エ～オ 筆 界

計 画 図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 名古屋都市計画区域
 市町村名 豊山町
 地区番号 4-2
 地区名 林先地区



地区番号 4-2
 地区名 林先地区

200
 5
 60

凡 例	
見直し前の市街化区域	——
道路、河川等幅を有する地形地物の中心を境界とする場合	---
その他の場合	-+-
市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域	▨
第一種住居地域	■
ア～イ	筆 界
イ～ウ	構内道路端

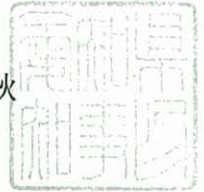
0 125 250 メートル

(尾張建設事務所経由)
22都計第62号
平成22年12月24日

豊山町長 殿

愛知県

代表者 愛知県知事 神田 真 秋



名古屋都市計画用途地域の変更の関係図書について (送付)

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、関係図書の写しを送付します。

担当 建設部都市計画課業務・行政グループ
電話 052-954-6515 (ダイヤルイン)



愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

告 示

愛知県告示第754号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。
なお、関係図書は、愛知県建設部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

愛知県知事 神 田 真 秋

名古屋都市計画用途地域

名古屋都市計画用途地域の変更（愛知県決定）

名古屋都市計画用途地域、弥富都市計画用途地域、津島海部西部都市計画用途地域及び
瀬戸都市計画用途地域を名古屋都市計画用途地域に改め、次のように変更する。
(名古屋市を除く)

種 類	面 積	建築物の 延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築物の 建築面積の 敷地面積に 対する割合	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積の 最低限度	建築物 の高さの 限 度	備 考
第一種低層 住居専用地域	約 413 ha	5/10以下	3/10以下	—			14.4%
	約 73 ha	8/10以下	5/10以下	—			
	約 19 ha	10/10以下	5/10以下	1.0m		10m	
	約 322 ha	10/10以下	5/10以下	—	—		
	約 1,051 ha	10/10以下	6/10以下	—			
	約 243 ha	15/10以下	6/10以下	—			
小 計	約 2,121 ha			—			
第二種低層 住居専用地域	約 35 ha	10/10以下	6/10以下	—		10m	0.4%
	約 21 ha	15/10以下	6/10以下	—	—		
小 計	約 56 ha						
第一種中高層 住居専用地域	約 130 ha	15/10以下	5/10以下				20.0%
	約 69 ha	10/10以下	6/10以下				
	約 574 ha	15/10以下	6/10以下	—	—		
	約 2,166 ha	20/10以下	6/10以下				
小 計	約 2,939 ha						
第二種中高層 住居専用地域	約 11 ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	3.5%
	約 507 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小 計	約 518 ha						
第一種 住居地域	約 4,367 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	29.7%
第二種 住居地域	約 432 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.9%
準住居地域	約 131 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.9%
近隣商業地域	約 310 ha	20/10以下	8/10以下				2.3%
	約 29 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	
小 計	約 339 ha						
商業地域	約 1.0 ha	30/10以下					1.3%
	約 186 ha	40/10以下	—	—	—	—	
小 計	約 187 ha						
準工業地域	約 1,439 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	9.8%
工業地域	約 1,014 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	6.9%
工業専用地域	約 1,187 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	8.1%
合 計	約 14,728 ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

- 都市計画区域の再編に伴い、名称を変更するものである。
- 豊明市榎山地区、愛西市勝幡地区、南河田地区、佐屋地区、東郷町白土地区、藤坂地区、豊山町松ノ木島地区、林先地区、あま市篠田西部地区及び飛島村飛島埠頭地区は、区域区分の変更に伴い、都市施設の整備状況及び将来の土地利用の動向等を総合的に勘案し、適切な用途地域に変更するものである。
- 豊山町国道41号沿道青山地区は、土地利用の動向等を勘案し、将来の都市像に適合した適切な用途地域に変更するものである。
- 日進市米野木駅前地区は、土地区画整理事業の事業計画の変更に伴い、適切な用途地域に変更するものである。

名古屋都市計画用途地域の変更（愛知県決定）

豊山町分抜料

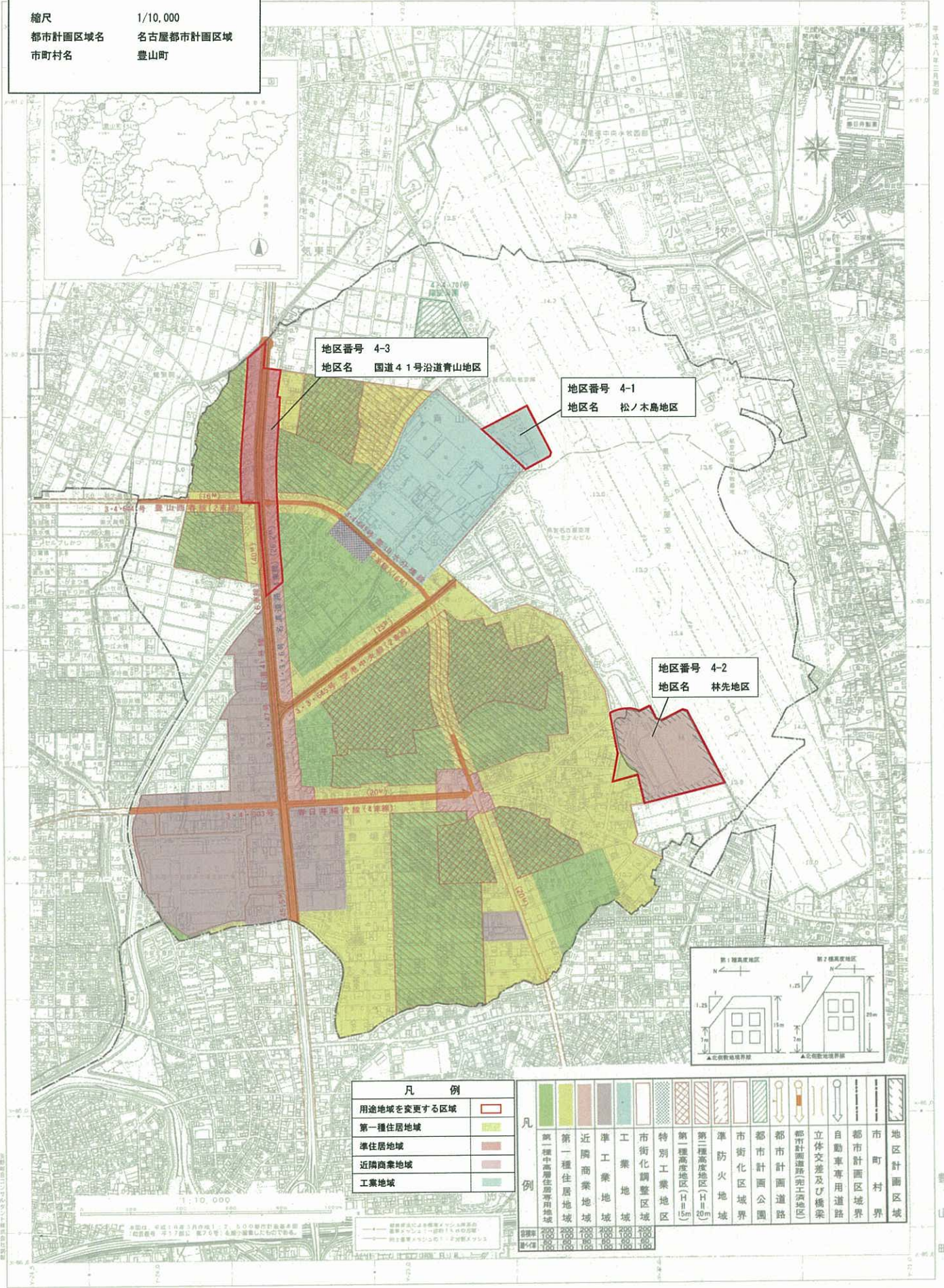
都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積			建築物の 容 積 率	建築物の 建ぺい率	外壁の 後退距 離の限 度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築物 の高さ の限度
	変更前 面積	変更後 面積	増 減					
第一種低層 住居専用地域 小 計	—	—	—	—	—	—	—	—
第二種低層 住居専用地域 小 計	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種中高層 住居専用地域 小 計	約 139ha 約 139ha	約 139ha 約 139ha	—	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—
第二種中高層 住居専用地域 小 計	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種住居地域 小 計	約 104ha 約 104ha	約 105ha 約 105ha	約 1ha 約 1ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—
第二種住居地域 小 計	—	—	—	—	—	—	—	—
準住居地域 小 計	—	約 11ha 約 11ha	約 11ha 約 11ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—
近隣商業地域 小 計	約 22ha 約 22ha	約 22ha 約 22ha	—	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—
商業地域 小 計	—	—	—	—	—	—	—	—
準工業地域 小 計	約 56ha 約 56ha	約 56ha 約 56ha	—	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—
工業地域 小 計	約 28ha 約 28ha	約 31ha 約 31ha	約 3ha 約 3ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—
工業専用地域 小 計	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	約 349ha	約 364ha	約 15ha					

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

総括図

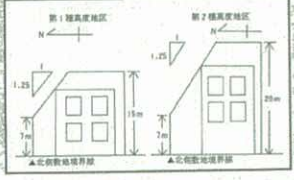
縮尺 1/10,000
 都市計画区域名 名古屋都市計画区域
 市町村名 豊山町



地区番号 4-3
 地区名 国道41号沿道青山地区

地区番号 4-1
 地区名 松ノ木島地区

地区番号 4-2
 地区名 林先地区



凡 例	
用途地域を変更する区域	
第一種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
工業地域	

凡 例	凡 例
	第一種高度地区(H=15m)
	第二種高度地区(H=20m)
	準防火地域
	市街化区域界
	都市計画公園
	都市計画道路
	都市計画道路(完成工済地区)
	立体交差及び橋梁
	自動車専用道路
	都市計画区域界
	市町村界
	地区計画区域

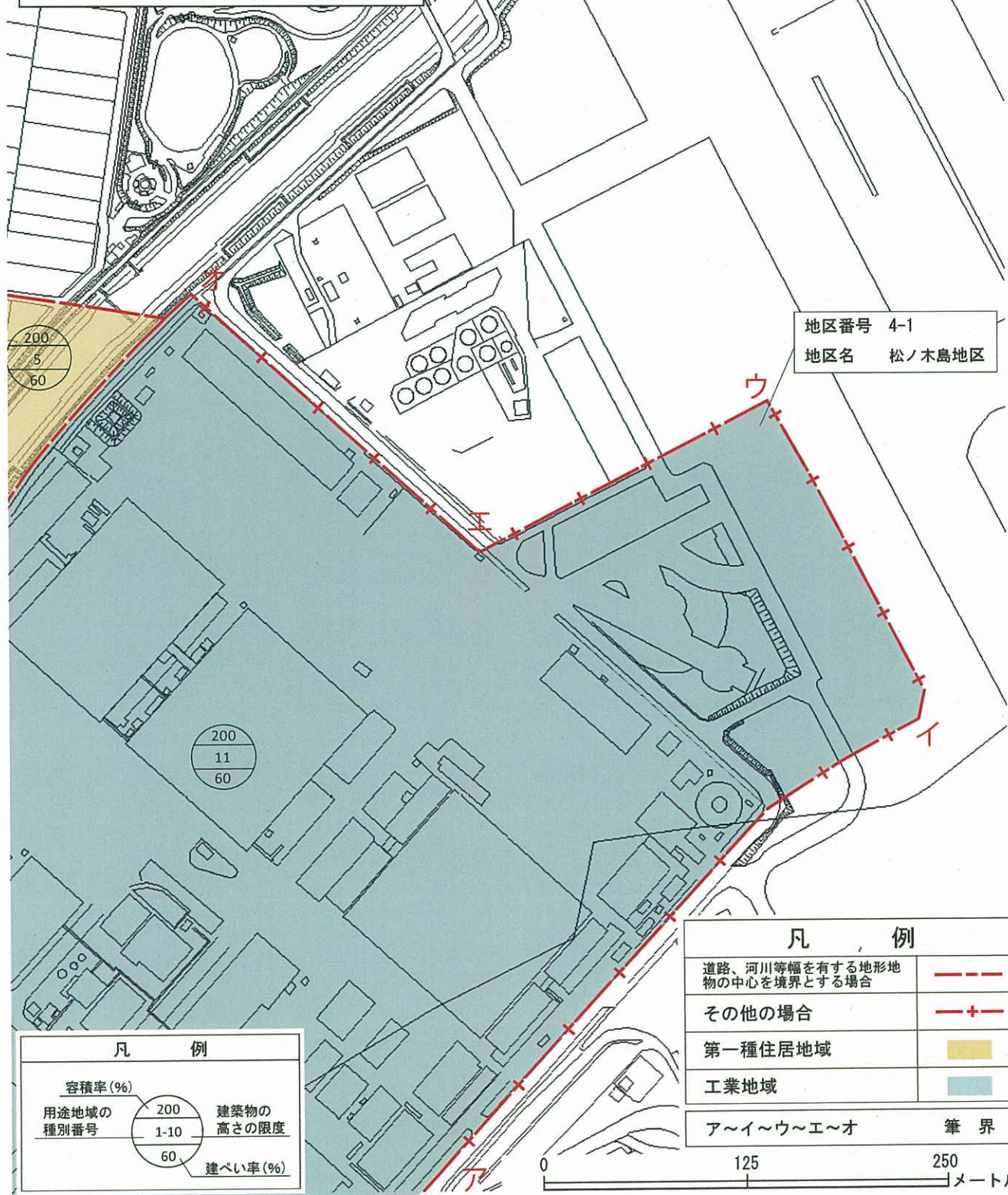
*この図面は、都市計画の概ねの位置・区域を表示したものであり、位置・区域については計画図で確認してください。

計 画 図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 名古屋都市計画区域
 市町村名 豊山町
 地区番号 4-1
 地区名 松ノ木島地区



地区番号 4-1
 地区名 松ノ木島地区

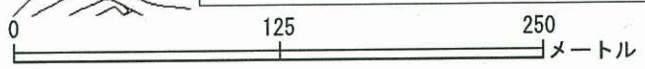


200
5
60

200
11
60

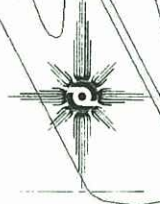
凡 例	
用途地域の 種別番号	200 1-10 60
容積率(%)	建築物の 高さの限度
	建ぺい率(%)

凡 例	
道路、河川等幅を有する地形地物の中心を境界とする場合	---
その他の場合	-+-
第一種住居地域	■ (Yellow)
工業地域	■ (Blue)
ア～イ～ウ～エ～オ	筆 界

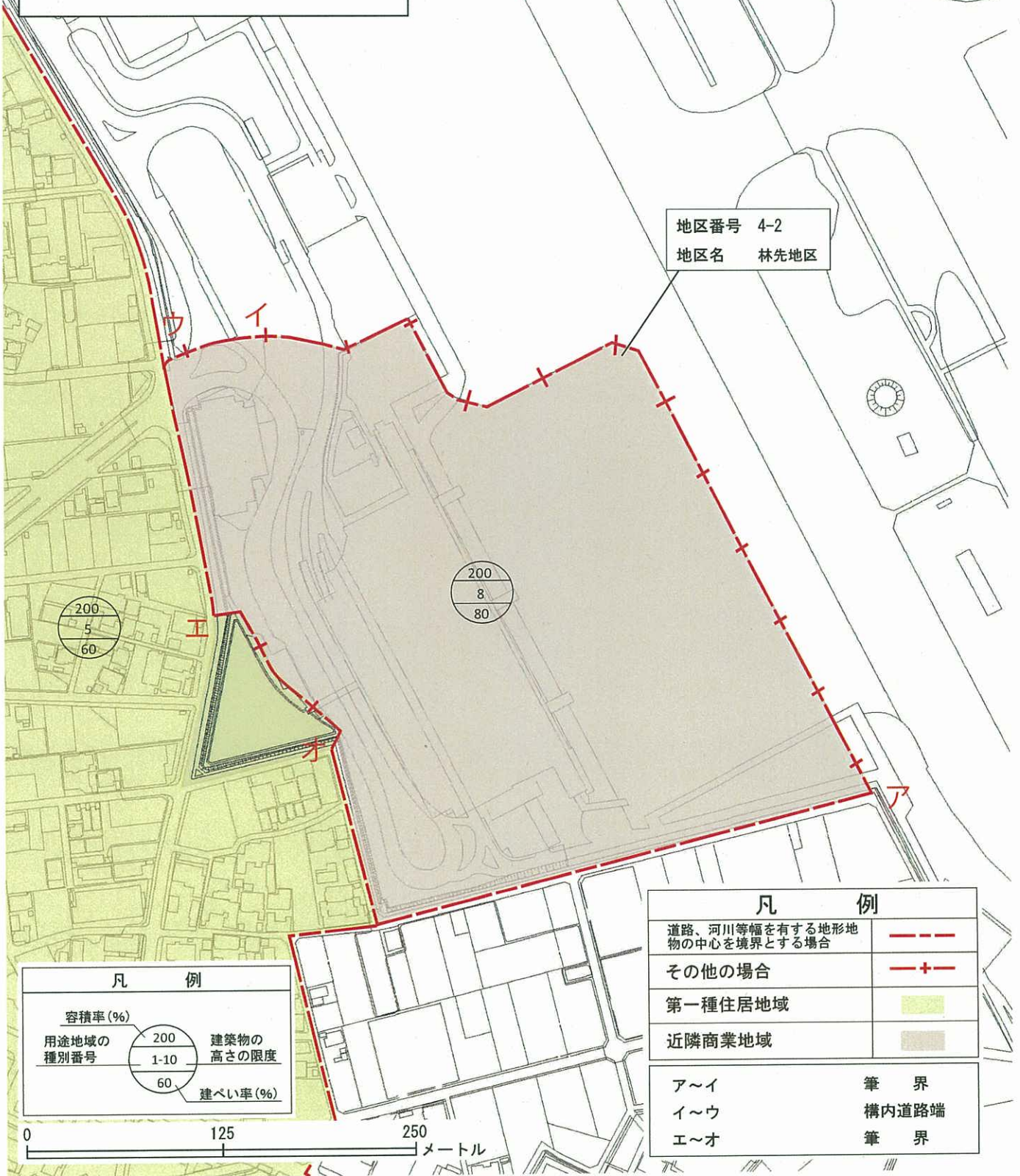


計 画 図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 名古屋都市計画区域
 市町村名 豊山町
 地区番号 4-2
 地区名 林先地区



地区番号 4-2
 地区名 林先地区



凡 例

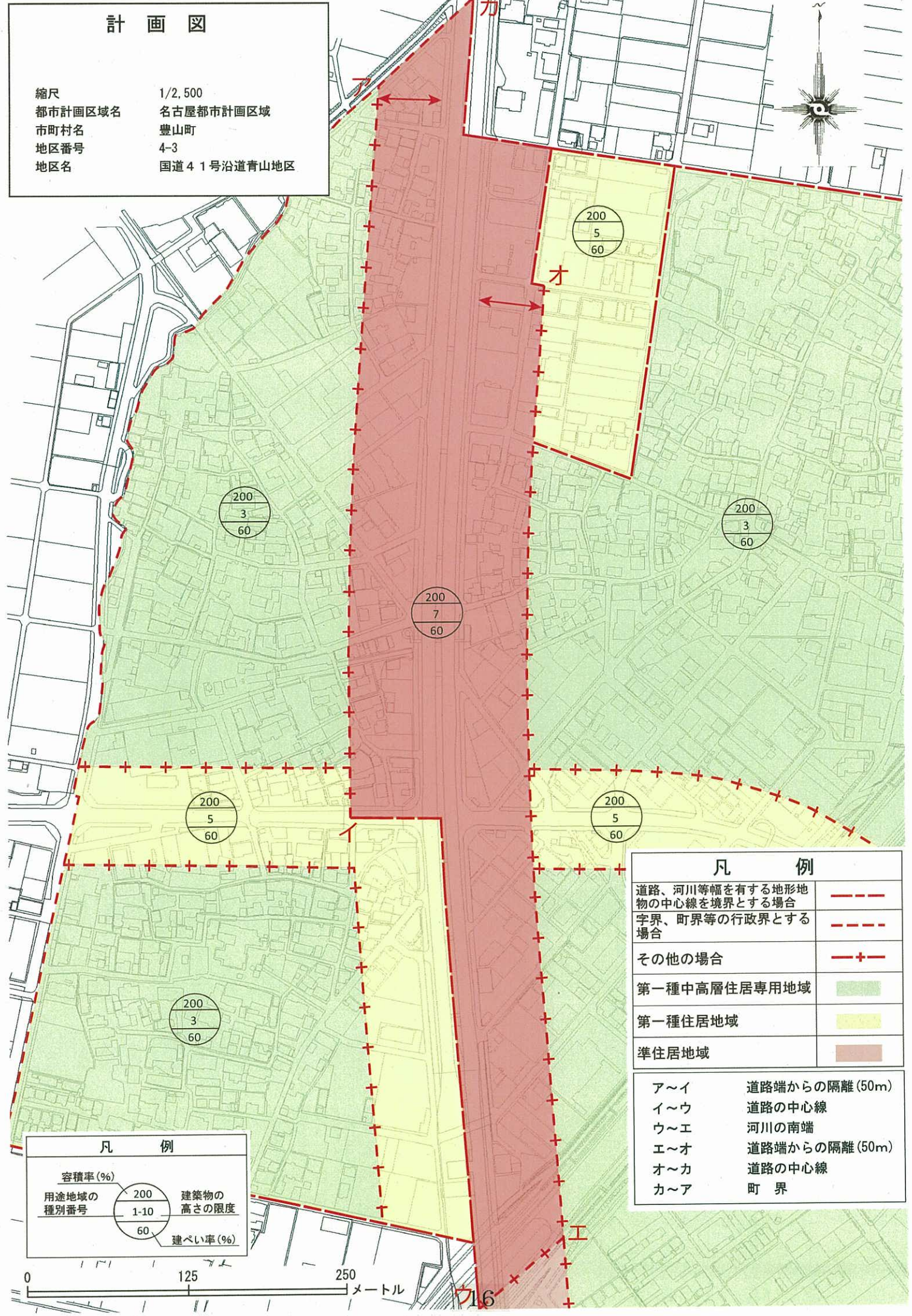
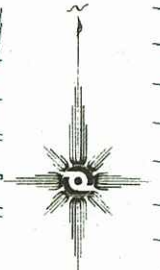
用途地域の 種別番号	200 1-10 60	建築物の 高さの限度 建ぺい率(%)
---------------	-------------------	--------------------------

凡 例

道路、河川等幅を有する地形地物の中心を境界とする場合	---
その他の場合	-+-
第一種住居地域	■ (Green)
近隣商業地域	■ (Brown)
ア～イ	筆 界
イ～ウ	構内道路端
エ～オ	筆 界

計 画 図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 名古屋都市計画区域
 市町村名 豊山町
 地区番号 4-3
 地区名 国道41号沿道青山地区



200
3
60

200
5
60

200
3
60

200
7
60

200
5
60

200
5
60

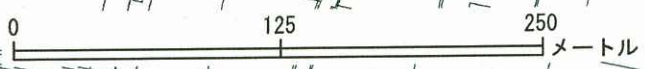
200
3
60

凡 例

容積率(%)	200	建築物の
用途地域の	1-10	高さの限度
種別番号	60	建ぺい率(%)

凡 例

道路、河川等幅を有する地形地物の中心線を境界とする場合	---
字界、町界等の行政界とする場合	- - -
その他の場合	- + -
第一種中高層住居専用地域	■ (Green)
第一種住居地域	■ (Yellow)
準住居地域	■ (Red)
ア～イ	道路端からの隔離(50m)
イ～ウ	道路の中心線
ウ～エ	河川の南端
エ～オ	道路端からの隔離(50m)
オ～カ	道路の中心線
カ～ア	町界



豊山町告示第62号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、豊山町経済建設部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

豊山町長 鈴木 幸 育



名古屋都市計画特別用途地区

名古屋都市計画特別用途地区の変更（豊山町決定）

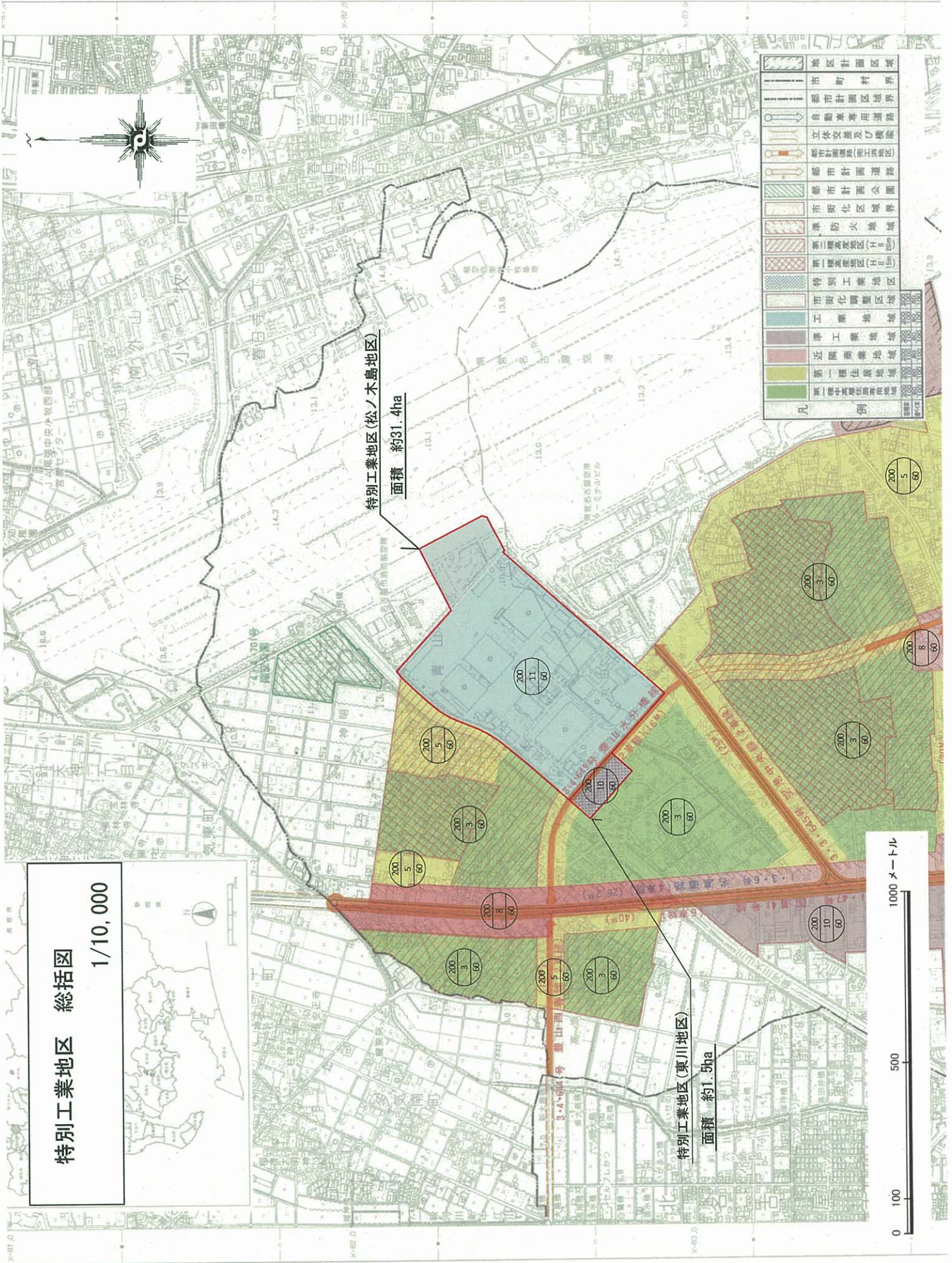
都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区 （東川地区）	約 1. 5 h a	◎条例名 豊山町特別用途地区建築条例 ◎規制内容 風俗施設及び、興行施設の建築を制限する。 1 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類するもの 2 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
特別工業地区 （松ノ木島地区）	約 3 1. 4 h a	◎条例名 豊山町特別用途地区建築条例 ◎規制内容 住宅及び、風俗施設等の建築を制限する。 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他こ れらに類するもの 3 物品販売業を営む店舗又は飲食店 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他こ れらに類する建築基準法施行令（昭和 2 5 年政 令第 3 3 8 号）第 1 3 0 条の 6 の 2 で定める運 動施設 5 カラオケボックスその他これらに類するも の 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投 票券発売所、場外車券売場その他これらに類す るもの 7 畜舎
合 計	約 3 2. 9 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

松ノ木島地区において、住宅及び、風俗施設等の建設を制限することにより、工業系土地利用の利便性の増進を図るため、特別用途地区を変更する。



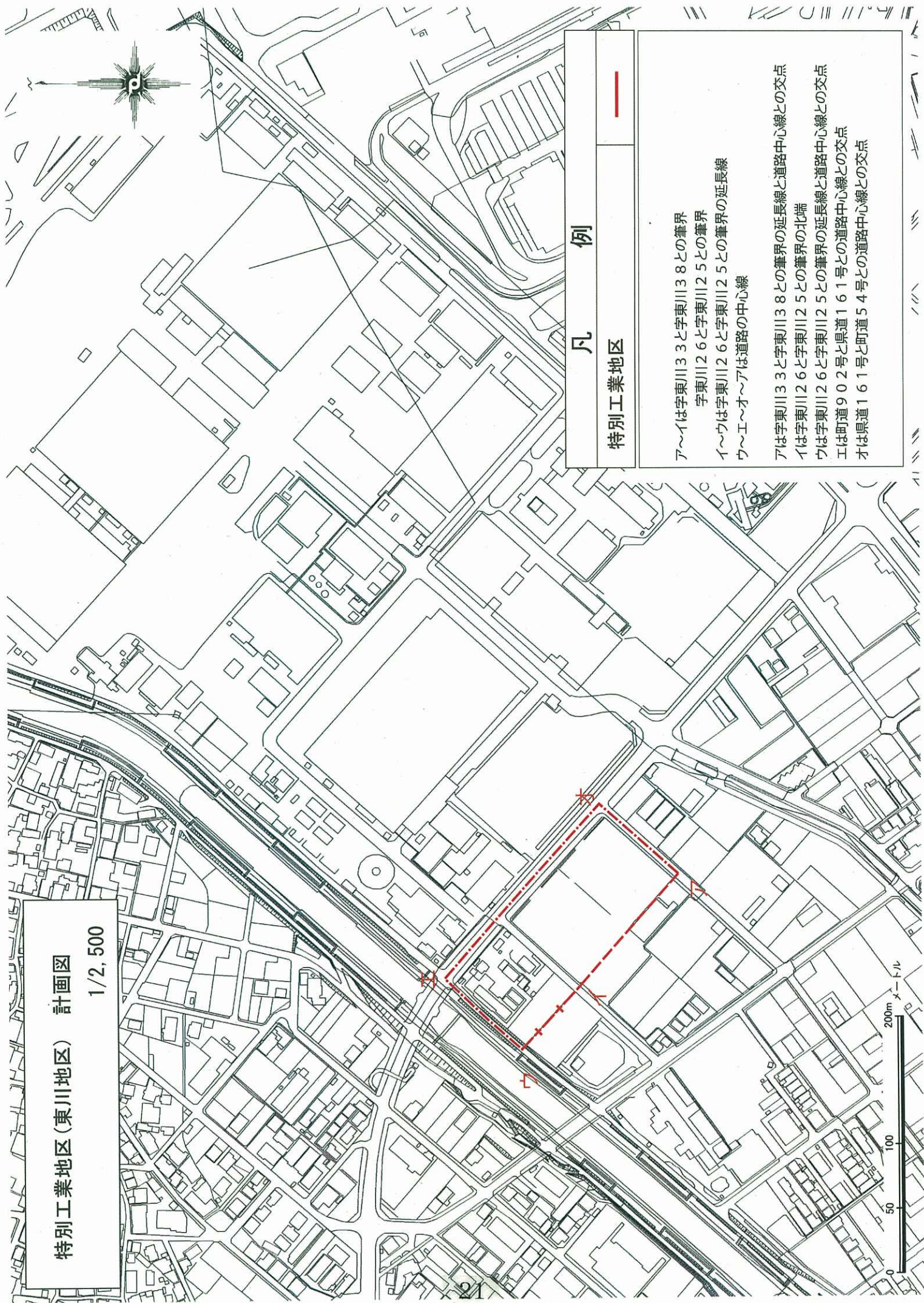
	地区計画区域
	市町村界
	都市計画区域界
	自動車専用道路
	立体交差及び橋梁
	都市計画道路(工業地区)
	都市計画道路
	都市計画公園
	市街化区域界
	準防火地域
	第一種高度地区(日50m)
	第一種高度地区(日50)
	特別工業地区
	市街化調整区域
	工業地域
	準工業地域
	近隣商業地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域

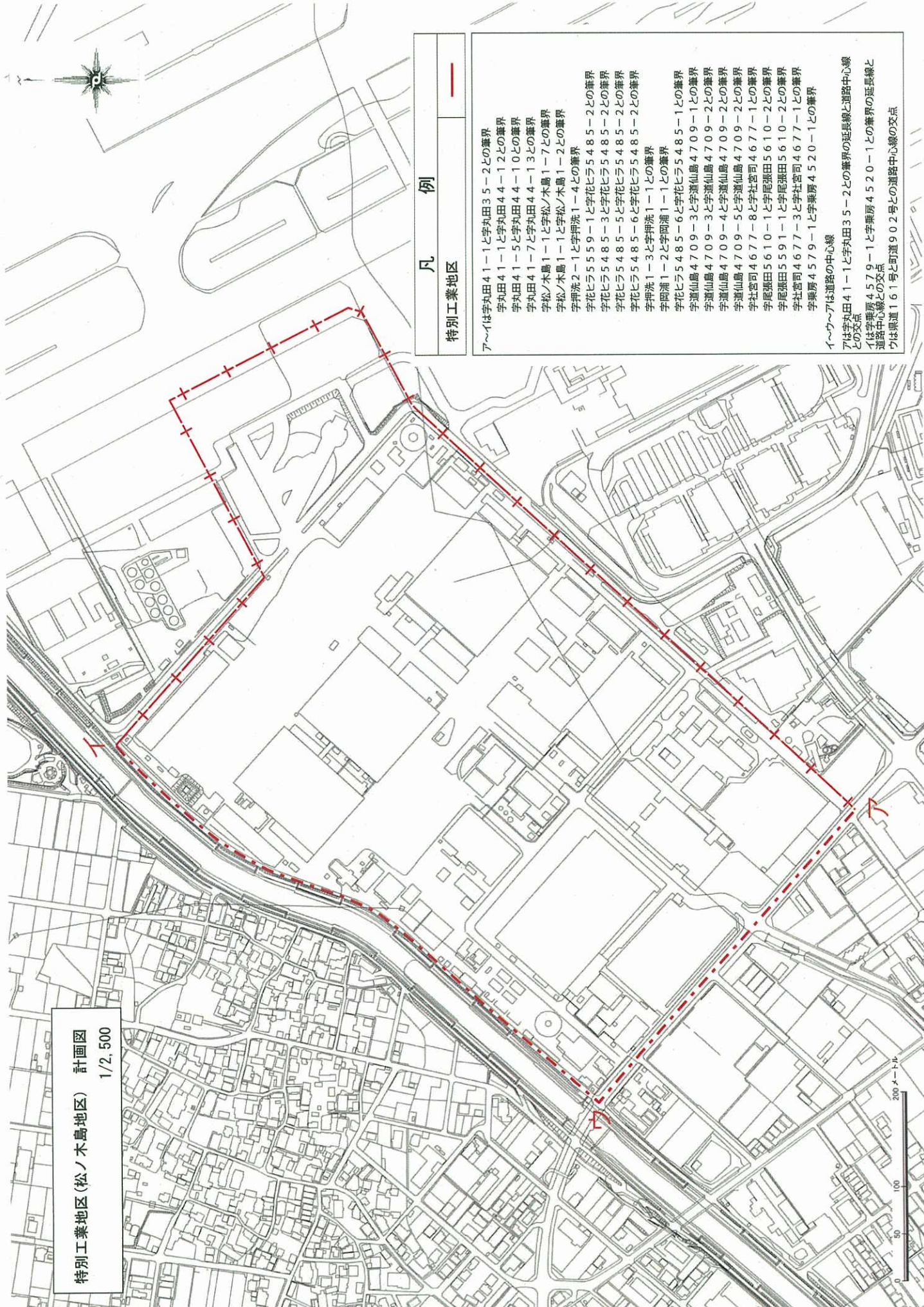
特別工業地区 総括図
1/10,000



特別工業地区(東川地区) 計画図

1/2,500





特別工業地区 (松ノ木島地区) 計画図
1/2,500

凡例
特別工業地区

- ア〜イは字丸田41-1と字丸田35-2との境界
- 字丸田41-1と字丸田44-12との境界
- 字丸田41-5と字丸田44-10との境界
- 字丸田41-7と字丸田44-13との境界
- 字松ノ木島1-1と字松ノ木島1-7との境界
- 字松ノ木島1-1と字松ノ木島1-2との境界
- 字押洗2-1と字押洗1-4との境界
- 字花ヒラ5559-1と字花ヒラ5485-2との境界
- 字花ヒラ5485-3と字花ヒラ5485-2との境界
- 字花ヒラ5485-5と字花ヒラ5485-2との境界
- 字花ヒラ5485-6と字花ヒラ5485-2との境界
- 字押洗1-3と字押洗1-1との境界
- 字岡浦1-2と字岡浦1-1との境界
- 字花ヒラ5485-6と字花ヒラ5485-1との境界
- 字道仙島4709-3と字道仙島4709-1との境界
- 字道仙島4709-3と字道仙島4709-2との境界
- 字道仙島4709-4と字道仙島4709-2との境界
- 字道仙島4709-5と字道仙島4709-2との境界
- 字社宮司4677-8と字社宮司4677-1との境界
- 字尾張田5610-1と字尾張田5610-2との境界
- 字尾張田5591-1と字尾張田5610-2との境界
- 字社宮司4677-3と字社宮司4677-1との境界
- 字兼房4579-1と字兼房4520-1との境界

イ〜ウへアは道路の中心線
 アは字丸田41-1と字丸田35-2との境界の延長線と道路中心線との交点
 イは字兼房4579-1と字兼房4520-1との境界の延長線と道路中心線との交点
 ウは県道161号と町道902号との道路中心線の交点

豊山町告示第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、
次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、豊山町経済建設部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

豊山町長 鈴木 幸 育



名古屋都市計画下水道豊山公共下水道

名古屋都市計画下水道の変更（豊山町決定）

都市計画豊山公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

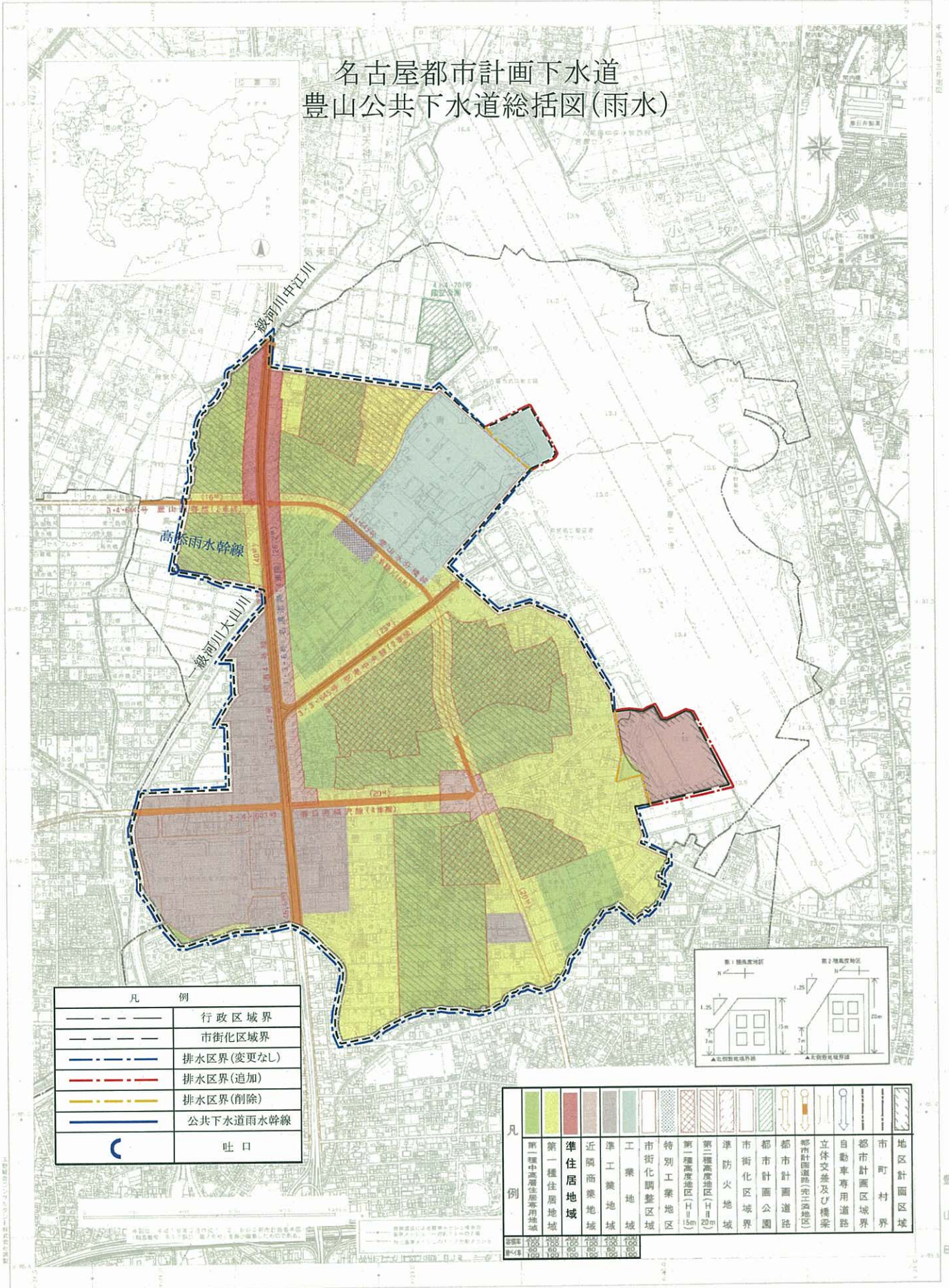
雨水面積	約 364ha
汚水面積	約 364ha

理 由

豊山公共下水道は平成12年10月に名古屋都市計画下水道として決定し、平成13年10月に事業着手を行い、鋭意整備に努めてきた。

今回、新たに県営名古屋空港周辺地区が市街化区域として決定されることから、当該区域約15haについて、都市の基盤施設である下水道を整備し、都市の健全な発展に寄与するため、同区域を排水区域として追加するものである。

名古屋都市計画下水道 豊山公共下水道総括図(雨水)

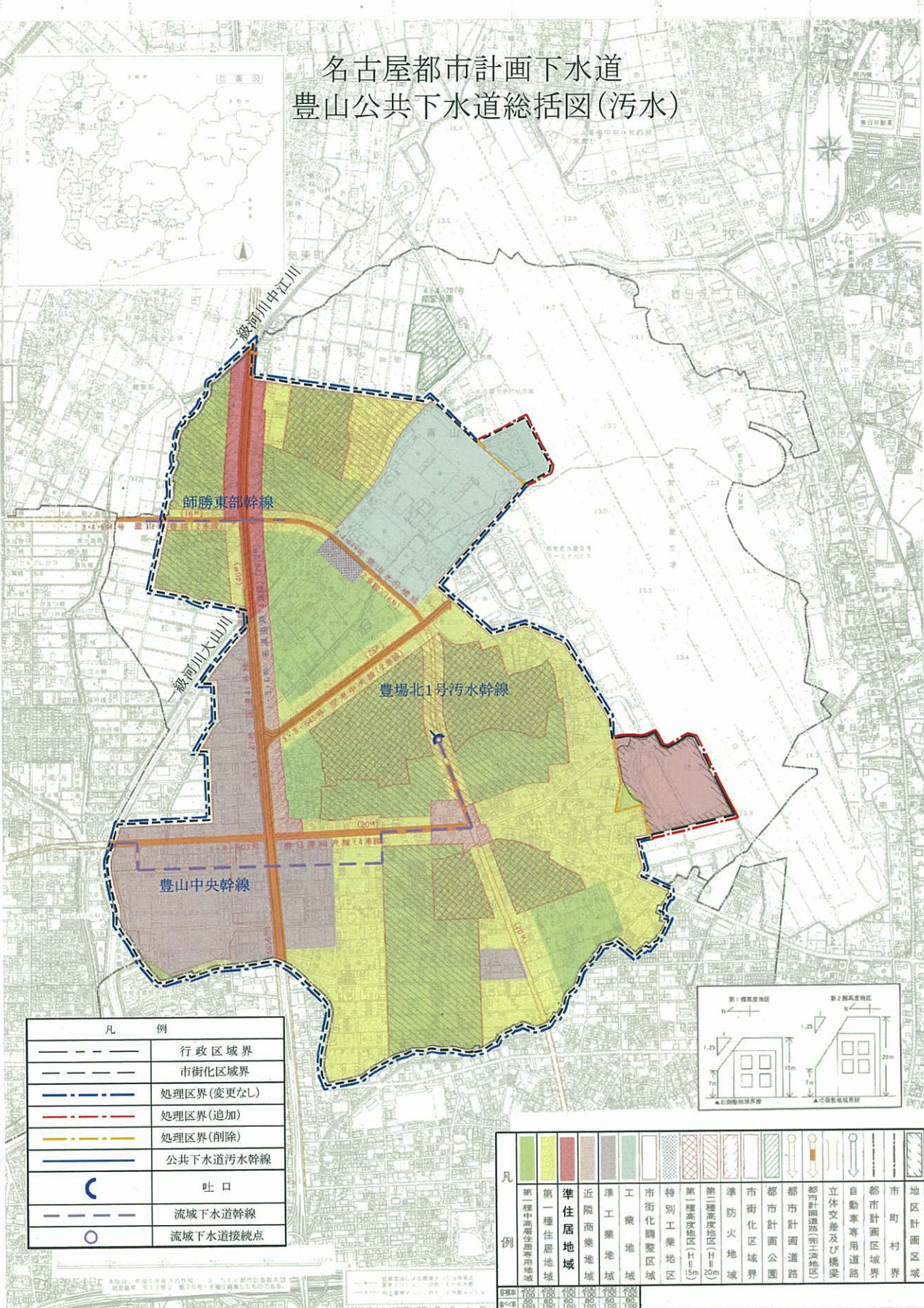


凡 例	
— — — — —	行政区境界
- - - - -	市街区境界
- . - . - . -	排水区界(変更なし)
- - - - -	排水区界(追加)
- . - . - . -	排水区界(削除)
— — — — —	公共下水道雨水幹線
○	吐口

凡 例	
[Pattern]	第一種高度地区(第一種)
[Pattern]	準防火地域
[Pattern]	市街区境界
[Pattern]	都市計画公園
[Pattern]	都市計画道路
[Pattern]	都市計画道路(完成地区)
[Pattern]	立体交差及び橋梁
[Pattern]	自動車専用道路
[Pattern]	都市計画区域境界
[Pattern]	地区計画区域
[Pattern]	市町村境界

※この図面は、都市計画の概ねの位置・区域を表示したものであり、位置・区域については計画図で確認して下さい。

名古屋都市計画下水道 豊山公共下水道総括図(污水)



凡 例	
	行政区境界
	市街化区域界
	処理区界(変更なし)
	処理区界(追加)
	処理区界(削除)
	公共下水道污水幹線
	吐口
	流域下水道幹線
	流域下水道接続点



凡 例	
	第一種中高層住居専用地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	工業地域
	市街化調整区域
	特別工業地区
	第一種高度地区(H1)15m
	第二種高度地区(H2)20m
	準防火地域
	市街化区域界
	都市計画公園
	都市計画道路
	都市計画道路完工済地区
	立体交差及び橋梁
	自動車専用道路
	都市計画区域界
	市町村界
	地区計画区域

※この図面は、都市計画の種別の位置・区域を表示したものであり、位置・区域については計画図で確認してください。

豊山町告示第64号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、豊山町経済建設部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

豊山町長 鈴木 幸 育



名古屋都市計画名古屋空港周辺林先地区計画

名古屋都市計画地区計画の変更（豊山町決定）

都市計画名古屋空港周辺林先地区計画を次のように変更する。

名	称	名古屋空港周辺林先地区計画
位	置	豊山町大字豊場の一部
面	積	約10.4ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、中部国際空港の開港にあわせて「都市型総合空港」として機能転換が図られた県営名古屋空港に隣接する旧名古屋空港ターミナル用地の一部であり、かねてより空港へのアクセス道路が広域道路網に接続していることから、交通利便性の非常に高い地区である。</p> <p>こうした立地条件を最大限活かし、地域振興に貢献する土地利用転換を図ることで、臨空港都市として、空港と連携した地域の活力をけん引する新たな広域交流拠点を形成する。</p>
	土地利用の方針	<p>新たな交流拠点の形成のためにふさわしい施設を配置する。</p> <p>本地区は、一般の市街地に隣接しているため、周辺地域環境への影響等に配慮したものとする。</p>
	地区施設の整備方針	<p>周辺市街地と緩衝帯となる潤いと憩いの空間としての公園及び緑地を配置する。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地域の交流拠点として、多様な機能を結合させ、人々の交流と賑わいのある空間を創出するような建築物を配置する。</p> <p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、本地区の土地利用にふさわしい都市環境形成を図るため、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p> <p>周辺市街地との調和に配慮し、地域の新たな拠点として相応しい都市景観形成を図る。</p>

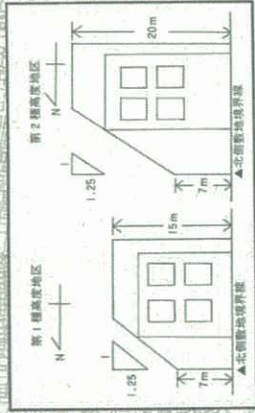
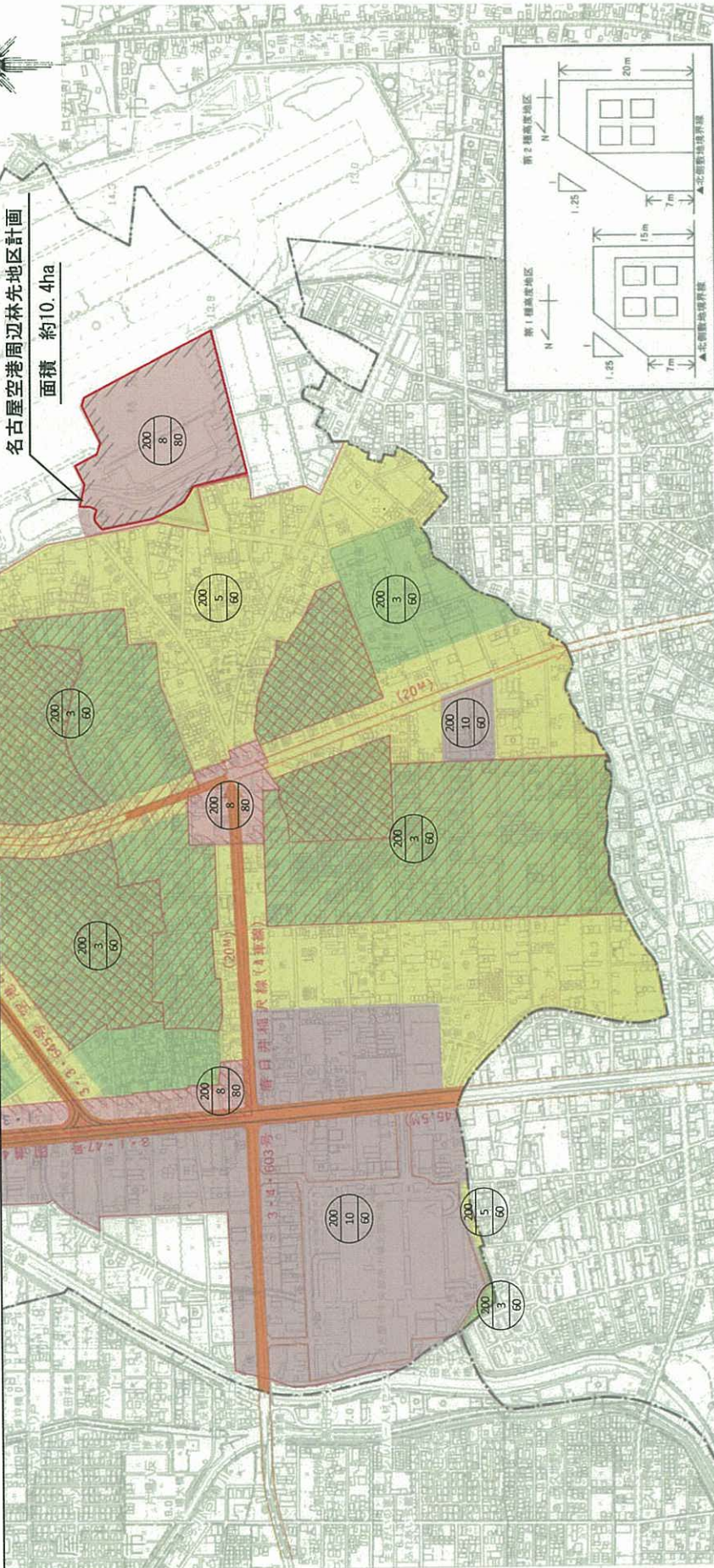
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置 及び規模	公園 約2,500㎡ 緑地 約3,200㎡ 配置は計画図表示のとおり
	建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 自動車教習所 3 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他これらに類するもの（風俗営業等の規制 及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122 号）第2条第1項第8号に該当するものを除く。） 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23年法律第122号）第2条第6項に該当する営業の用途 に供するもの
	建築物の容 積率の最高 限度	10分の20
	建築物の建 ぺい率の最 高限度	10分の6
	建築物等の 高さの最高 限度	航空法（昭和27年法律第231号）第49条に規定する制 限表面（進入表面、転移表面、水平表面）の高さ
建築物等の 形態又は意 匠の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、 街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。 2 屋外広告物は建築物と一体のもの、または歩行者空間と調 和のとれたものなどとし、設置位置、形態、規模、意匠など について十分配慮がなされ、良好な都市環境の形成に寄与す るものとする。	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

区域区分の変更及び用途地域の指定にあわせ、旧名古屋空港国際線ターミナル地域を地域振興に貢献し、臨空港都市として空港と連携した地域の活力をけん引する広域交流拠点の形成と周辺地域環境に配慮した土地利用の誘導を図るため、地区計画を変更するものである。

名古屋都市計画名古屋空港周辺先地区計画 総括図
1/10,000



	地区計画区域
	市町村界
	都市計画区域界
	自動車専用道路
	立体交差及び橋梁
	都市計画道路(完工済地区)
	都市計画道路
	都市計画公園
	市街化区域界
	準防火地域
	第二種高度地区(H=20m)
	第一種高度地区(H=15m)
	特別工業地区
	市街化調整区域
	工業地域
	準工業地域
	近隣商業地域
	第一種住居地域
	第一種中高層住居専用地域
凡例	

1000メートル
500
100
0

名古屋都市計画名古屋空港周辺林先地区計画 計画図
1/2,500

緑地

緑地

公園

凡 例	
地区計画区域	---
地区整備計画区域	▨
地区施設 公園・緑地	■
ア～イは字丸池10-6と字林先10-2との筆界 字林先1-9と字林先1-1との筆界 字林先1-8と字林先1-1との筆界 字林先1-10と字林先1-1との筆界 字林先1-5と字林先1-1との筆界 イ～ウは道路界 ウ～エは字林先1-5と字林先1-6との筆界 字林先1-8と字林先1-6との筆界 字林先1-9と字林先1-6との筆界 字林先1-11と字林先1-6との筆界 エ～アは道路界 アは字丸池10-6と字丸池10-2との筆界と道路との交点 イは字林先1-5と字林先1-1との筆界と道路との交点 ウは字林先1-5と字林先1-6との筆界と道路との交点 エは字林先1-11と字林先1-6との筆界と道路との交点	

